## 平成29年第1回

おいらせ町議会臨時会

会議録第1号

## おいらせ町議会 平成29年第1回臨時会記録

		らせ町議会				第1回臨時会記:				
招集年月日	平成 2 9 年	三1月16	5日 (月	<b>]</b> )						
招集の場所	おいらせ町	了役場本庁	舎議場	旦 勿						
開会	平成29年	三1月16	5 目 <i>生</i>	F前 1 0	時 ()	1分 議長宣告				
散会	平成29年	三1月16	5 目 <i>生</i>	F前 1 1	時1	1分 議長宣告				
	議席番号		氏	名		議席番号	ŀ	夭	名	
	1番	澤	上	勝		2番	澤	上	訓	
	3番	木	村	忠 一		4番	髙	坂隆	<b>雄</b>	
	5番	田	中	正一		6番	平	野毎	) 彦	
応 招 議 員	7番	楢	Ш	忠		8番	Л	口引	1、治	
	9番	吉	村	敏 文		10番	澤	頭	子孝	
	11番	西	館	芳 信		12番	西	舘 秀	<b>雄</b>	
	13番	佐	々木	光雄		14番	松	林 彰	光	
	15番	沼	端	務		16番	馬	場』	E 治	
不応招議員	なし									
出席議員	14名									
欠席議員	9番 吉 木									
	職	名	氏	2	Ż	職	名	氏	2	名
	町	長	三	村正	太郎	教育	長	福汽	康	隆
	総 務 誤	果 長	小	向 道	彦	分庁サービ	ス課長	松木	<b>大</b> 政	彦
	企画財政	課長	成	田光	寿	まちづくり防	災課長	田中	」貴	重
地方自治法第	税 務 誤	長 長	小	向 仁	生	町 民 詞	果 長	澤日	常	男
121条の規定により説明の	環境保健	課長	松	林由	範	介護福祉	課長	倉 舍	1 広	美
ため出席した者の職氏名	農林水産	課長	西	舘 道	幸	商工観光	課 長	松木	大 光	弘
日の戦人石	地域整備	課長	澤	П	誠	病 院 事	務長	小肯	博	明
	会 計 管	理者		向	勝		果 長	泉山		_
	社会教育・体			崎 和	紀	選挙管理委員会		小市		彦
	農業委員会事			舘 道	幸	監査委員事		中 里	•	男
+ △ 洋 )ァ 噌 が	選挙管理委員会	会員長	相	坂 一	男	監 査 多	<b></b> 員	名古屋	量 誠	_
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 昂	员 長	中	野 重	男	事 務 局	次長	小 向	正	岩

	臨時	職員	吉田	美 里				
	1 報告第1	(おい	処分の承認 らせ町職員 について)				る条例の	)一部を改正する
	2 報告第2						の一部を	と改正する条例に
	3 議案第 1	1号 防災	行政無線放	送施設改位	修工事請負	負契約の約	帝結にて	ついて
町 長 提 出								
議案の題目								
*								
議員提出								
議案の題目								
開議	午前10	)時01分						
議事日程	議長は、	本日の議	事日程を次	このとおり	報告した。	(別添付	.)	
	議長は、	会議録署	名議員に次	(の2名を	指名した。			
A -24 A-3 IIII 4-		7番	楢	Щ		忠	議貞	1
会議録署名								
議員の指名		8番	JП		引入	治	議貞	
	議	案	Ž	<b>の</b>	経	ù	岛	
日 程	発言	者		発	言 者	- D	要	iii
	事務局長		修礼を行	fいますの	で、ご起」	立願いま	す。	
	(中野重男君	書)	礼。					
			着席くた	<b>ごさい</b> 。				
会議成立	馬場議長		おはよう	ございま	す。			
開会宣告			ただいま	ミの出席議	員数は1	3人です	。定足	数に達しておりま

すので、これより平成29年第1回おいらせ町議会臨時会を開 会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。 (開会時刻 午前10時01分) 馬場議長 なお、15番、沼端務議員が出席しましたので、先ほどの1 3人を訂正して、ただいまの出席議員は14人です。 直ちに本日の会議を開きます。 なお、9番、吉村敏文議員、14番、松林義光議員は欠席で あります。 山崎市松農業委員会会長は、本日、所用のため欠席との申し 出がありましたので、報告いたします。 議事日程報告 馬場議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 会議録署名議 馬場議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 員の指名 本臨時会の会議録署名議員は7番、楢山忠議員及び8番、川 口弘治議員を指名いたします。 会期の決定 馬場議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。 会期決定の前に議会運営委員長の報告を求めます。 委員長、演壇にてお願いします。 委員長報告 13番 おはようございます。 (佐々木光雄君) 議会運営委員会委員長報告をいたします。 去る1月10日告示、本日招集されました平成29年第1回 おいらせ町議会臨時会の会期について、本日、午前9時30分 から議会運営委員会を開催し、審査した結果、本臨時会の会期 は別紙配付の会期及び審議予定表のとおり、本日1月16日の 1日とすることに決定いたしました。 何とぞ議員各位のご理解とご協力を賜り、当委員会の決定に ご賛同くださいますようお願いを申し上げまして委員長報告と いたします。

馬場議長 議会運営委員長の報告が終わりました。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1 日といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 馬場議長 異議なしと認めます。 よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決しまし た。 諸般の報告 馬場議長 日程第3、諸般の報告をいたします。 議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付していると おりです。ご了承願います。 なお、本臨時会の会期中は、町当局の協力を得て、広報写真 の撮影をしてもらうため、担当係員の議場内出入りをすること の許可を与えておりますので、各議員にご報告しておきます。 馬場議長 日程第4、議案の一括上程について。報告第1号から第2号 まで及び議案第1号の以上3件を一括上程いたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 町長、演壇にてお願いします。 提案理由の 町長 おはようございます。 説明 議員各位には何かとご多用のところ、ご出席いただきまして、 (三村正太郎君) まことにありがとうございます。 新年を迎えての初議会開会に当たり、本年も町民の幸せと町 の発展のため、職員ともども全力で行政運営に取り組んでまい りますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろ しくお願いを申し上げます。 それでは、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由をご 説明申し上げます。 初めに、報告第1号、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に 関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めるこ とについて、ご説明申し上げます。 本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る平 成28年12月28日付で専決処分を行ったものであります。

その内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する 法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働 者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護休業の分割取得 を可能とすること等所要の改正を行うものであります。

次に、報告第2号、おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第179条第1項の規定により、去る平成28年12月28日付で専決処分を行ったものであります。

その内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する 法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子に含まれる ものを定めるものであります。

次に、議案第1号、防災行政無線放送施設改修工事請負契約 の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、防災行政無線放送施設改修工事請負契約につきまして、去る1月6日に株式会社パル電装技研ほか9社による指名競争入札を執行したところ1億1,804万4,000円で浪岡電設有限会社が落札者と決定いたしましたので、この契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

その内容につきましては、現在、百石地区全域で運用しているアナログ方式の防災行政無線を下田地区で既に運用しているデジタル方式に改修し、おいらせ町全域をデジタル方式とした運用に一元化するため、施設改修工事を行うものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由を申し上 げましたが、詳細につきましては、審議の過程におきまして本 職を初め担当課長に説明させますので、何とぞ慎重ご審議の上 議決いただきますよう、お願い申し上げます。

馬場議長

提案理由の説明が終わりました。

日程第5、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例について、承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。

総務課長。

当局の説明

総務課長

(小向道彦君)

それでは、報告第1号について、ご説明申し上げます。 議案書の1ページから6ページになります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、平成28年12月28日に、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、その承認を求めるものであります。

主な改正内容を新旧対照表で説明いたしますので、議案書の 14ページをご覧ください。

第8条の2、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務及び 15ページの第8条の3、育児または介護を行う職員の深夜勤 務及び時間外勤務の制限の改正は、その対象となる子の範囲に 特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されて いる子等を加えるものであります。

16ページの第11条の改正は、休暇の種類に介護時間を追加するものであります。

17ページをごらんください。

第15条の改正は、介護休暇を3回に分割して取得できるものとし、第15条の2の改正は、介護休暇とは別に連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとしたものであります。

なお、この条例は平成29年1月1日から公布するものであります。

以上で説明を終わります。

馬場議長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。質疑ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

馬場議長

なしと認め、本案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

馬場議長

なしと認め、討論を終わります。

これから報告第1号について採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(議員席)

\*\*なしの声\*\*

馬場議長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

馬場議長

日程第6、報告第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件は、おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、承認を求める件であります。

当局の説明を求めます。

総務課長。

当局の説明

総務課長

(小向道彦君)

それでは、報告第2号についてご説明申し上げます。

議案書の7ページから10ページになります。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に 伴い、平成28年12月28日に、おいらせ町職員の育児休業 等に関する条例の一部を改正する条例を専決処分しましたの で、その承認を求めるものであります。

法の改正につきましては、対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組養親に委託されている子とを加えるものであります。

条例の主な改正内容を新旧対照表で説明しますので、議案書の19ページをごらんください。

第2条の2、育児休業法第2条第1項の条例で定める者につきましては、子の範囲を定めるもので、国に合わせ養子縁組里親として職員に委託しようとしましたが、実親等の同意が得られなかったため養育里親としての職員に委託された者を加えるものであります。

第3条、育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情

及び20ページ、第10条、育児短時間勤務の終了後1年以内 に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情につきまし ては、再度の育児休業等ができる特別の事情として国に合わせ、 特別養子縁組が成立しなかった場合等を加えるものでありま す。

第20条、部分休業の承認につきましては、育児時間と介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間を合わせて2時間までとするよう調整するものであります。

なお、この条例は平成29年1月1日から公布するものであります。

以上で説明を終わります。

馬場議長

説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。

6番、平野敏彦議員。

質疑

6番

(平野敏彦君)

改正の部分については、今、説明があって「ああ、なるほどな」というふうなところもわかりますけれども、実際に職員がこういうふうな改正があって、今現在、年休の消化とかそういうふうなのが、あまり私は調べていないのですけれども、ほとんど残しているのではないかなと。

こういうような制度ができて、改正をしても、簡単にこれら を利用する条件になっているのかどうか、私はちょっと疑問が あるのですけれども、今、職員の年休消化、それから、これは 多分、年次休暇とはまた別の特別休暇に値するかと思いますが、 この辺どうでしょう。

この制度は、職員は本当にこの制度を使っていろんな効果が得られるというふうに解するのか。今現在の年休の消化率が何パーセントぐらい毎年消化されているのか。この辺お知らせいただきたいと思います。

馬場議長

総務課長。

答弁	総務課長	お答えいたします。
	(小向道彦君)	年休の消化率ということですけれども、今、手元に資料がご
		ざいませんので正確な数字は答えられませんけれども、たしか
		半分にいっていなかったように記憶してございます。
		それから、この条例ができて、育児休業等の取得がきちんと
		図られるのかということですけれども、今回の育児休業の改正
		につきましては、この範囲に養親等を新たに含めるもので、通
		常のこれまでの産休の取得については、それぞれ状況に応じて
		取得しているものと思っております。
		以上であります。
	馬場議長	6番。
質疑	6番	休暇のほうは正確には把握をしていないようですけれども、
	(平野敏彦君)	育児休業については、ほとんどが制度を活用しているというふ
		うなことは、私もよく理解できます。
		今回の特別養子縁組の里親の関係ですけれども、養子縁組が
		成立しないままという文言があるんですけれども、これはどう
		いうふうな事例を指すのか。例えば特別養子縁組の家庭裁判所
		のほうに申請をする、それで裁判所が決定することになると思
		うのですけれども、この場合は両親が健在であるとか、そうい
		うふうなのがあって両親が認めないのか。この辺どういうふう
		な、この文言の意味はどういうふうな意味でしょうか。
	馬場議長	総務課長。
答弁	総務課長	第3条の特別養子縁組が成立しなかった場合等ということの
	(小向道彦君)	お話ですけれども、ここにつきましては、再度の育児休業等で
		きる特別な事情ということで、1人目がまずおりまして、2人
		目の育児休業等を取って、その2人目の育児休業を取っていた
		子どもが、特別養子縁組が成立しなかったという場合について、
		再度1人目の育児休業を再取得できると、そういう条項であり
		ます。
		以上で説明を終わります。

	馬場議長	ほかに質疑ございませんか。
		11番、西館芳信議員。
質疑	11番	私の質問は、今回提案された中の根幹部分とはちょっとずれ
	(西館芳信君)	るのかもしれませんけれども、従来の育児休暇はそうなんです
		けれども、今回、介護というふうなことで、これは幾らこれを
		法律の枠内でとろうが、身分上あるいは福利厚生上とか何ら不
		都合な待遇を受けるものではないわけですけれども、ただ1点
		だけ。ボーナスをもらうときの勤務状況の係数とかありますよ
		ね。
		それから、給与そのものの算定するとき、全く休まない時間
		と給与をもらっている時間とでは、その対象の係数が違うんで
		はないかと私は思うんだけれども、そこの仕組みについて。た
		しか0.6とか7とか、そういうふうな係数になるのではない
		かなというふうな思いもあるんだけれども、その辺どうなんで
		しょうかね。お願いします。
	馬場議長	総務課長。
答弁	総務課長	基本的に育児休業ということで休業ですので、給与とか手当
	(小向道彦君)	は全て出るということではありませんが、今は幾らか給料のほ
		うも出るようになっています。
		ただ、詳細につきましては、ちょっと今、係数等を記憶して
		ございませんので、後日報告したいと思います。
		以上であります。
	馬場議長	ほかに質疑ございませんか。ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		討論ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**

	馬場議長	なしと認め、討論を終わります。
		これから報告第2号について採決いたします。
		本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。
		よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	馬場議長	日程第7、議案第1号、防災行政無線放送施設改修工事請負
		契約の締結についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		まちづくり防災課長。
当局の説明	まちづくり防災課長	議案第1号について、ご説明申し上げます。
	(田中貴重君)	議案書の11ページから12ページになります。
		本案は、防災行政無線放送施設改修工事施工のため、去る1
		月6日に10社による指名競争入札を執行したところ、1億1,
		804万4,000円で浪岡電設有限会社が落札者と決定しま
		したので、この契約を締結するため提案するものであります。
		なお、この工事の主な内容は、親局のシステムの改修、屋外
		拡声固局25基の改修と更新、戸別受信機110台の更新で、
		工事場所は役場本庁舎及び百石地区全域であります。
		以上で説明を終わります。
	馬場議長	説明が終わりました。
		これから質疑を行います。
		質疑ございませんか。
		7番、楢山忠議員。
質疑	7番	会社の株式会社、有限会社。それを差別するとかの話ではな
	(楢山 忠君)	いんですけれども、ただ、これ、10社を見ると、その中では
		有限会社は1社だけなんですよね。
		そこで契約金額が1億1,000万というふうなことになっ
		ているんで、できれば浪岡電設さんの会社の業務内容、それか
		ら過去において防災関係のをどこで仕事をなさったのか。その
		実績があるのかないのか。それらを教えていただきたいという

		ことと、一応仕事の業務、施設改修内容については説明が合っ
		ているのでわかりましたけれども、これはどうなのですか。も
		し、新庁舎ができた場合、そこにそのままそっくり移せると言
		ったらいいか、そういうふうなものになっているのか。また新
		庁舎ができたときには新たな設備を入れなければならないとい
		うふうなものなのか。
		できれば、そうお金を使わないように、そのまま新庁舎のほ
		うに移設できるような、そういうシステムになっているのかど
		うか。そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。
	馬場議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長	お答えいたします。
	(成田光寿君)	浪岡電設の会社の概要ということでございますが、知り得る
		範囲内でお答えいたします。
		有限会社、株式会社それぞれありますが、浪岡電設につきま
		しては、会社の設立形態が有限会社ということでございます。
		それから年間の平均完成高が指名願いの状況によりますが、
		6億2,400万ぐらいになってございます。それから資本金
		が2,000万ということです。
		あと電設会社でありますので、電気工事、電気通信工事等を
		主にやってございます。
		以上がわかる範囲でございます。
	馬場議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長	過去にどのような工事をやったかというふうなお話でありま
	(田中貴重君)	すけれども、平成21年度に下田地区で防災行政無線の施設工
		事をやった際には、若葉と住吉地区で604台の無線機の設置
		をしております。
		それと最近であれば、27年度、当町の津波監視カメラも浪
		岡電設が設置しております。
		それと新庁舎ができた場合は移設できるかというふうなこと
		でありますけれども、できるものと考えております。

以上です。 馬場議長 7番。 7番 質疑 わかりました。そういうふうな実績があるのであれば、それ (楢山 忠君) はそれでいいと思いますけれども、ただ、私は初めて見る会社 でもあるというふうなことも考えて、今後こういうふうに提案 してくるときには、その会社内容も、できれば明記していただ きたいと思いますけれども、それらはいかがなものでしょうか。 また、これだけ設備が、いろいろな設備が敷設になってくる わけですよね。防災から初め一般、弱電放送関係とか。それに 対して、恐らく委託をするようなことで管理をしていく。それ はなっていくのだろうと、そういうふうには思いますけれども、 やはり職員の中に技術専門の職員を雇用して、やはりそれらの 全てを把握できる人を採用していくべきではないかなと思いま すけれども、今現在は、どのようになっていますか。 馬場議長 企画財政課長。 答弁 お答えいたします。 企画財政課長 (成田光寿君) 一番最初のご質問の議案のひな型に関することでございま す。 今回の契約議案の様式につきましては、まず標準的なものを 今回採用してございます。今の議案書の12ページの別紙のと ころをみますと、契約の目的、方法、契約金額、それから相手 方ということで会社の住所、それから会社名、代表者等々が書 かれてございます。 このスタイルは先ほども申し上げましたとおり標準的なもの ということ、それから過去も何十年もこういうスタイルでやっ てございます。それから他の市町村を見ましても、大体このよ うなものでやってございますので、これにさらに詳細なものと なりますと、やはり一考を要するものかと、慎重な研究が必要 かなと思ってございますので、その辺でご了承いただきたいと 思っております。

	馬場議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長(田中貴重君)	管理の部分でございますけれども、管理の部分については、 現在、委託業者に管理をしてもらっております。 運用につきましては、電波法上、陸上無線従事者がいればいいことになっておりますので、そちらの部分につきましては役場職員の中に7名ほど取得した者がございます。 ただ、施設の整備、管理につきましては職員はやはりできないということもありますので、ここの部分につきましては、これまでどおり委託になっていくということになろうかというふうに思います。 以上です。
	馬場議長	7番。
質疑	7番 (楢山 忠君)	その会社、内容的なのは明記できないというふうな答えであったんですけれども、そうではなくて、やはり私らは資料を渡されたときに、やはりその会社がどういう内容の会社であるかというようなのを把握した上で、判断材料にしたいというようなのはあります。そういうことから、やはり過去の実績なり業務内容なり、それらを含めて明記することをやっていただきたい。これを要望として、お願いしておきます。 それから、さっきの資格の関係のことなんですけれども、無線関係のそれはそれとしても、やはり専門職の人がちゃんといて、全部を把握していかないと、災害等何かあったときに対処の関係があると、なかなか業者を呼んで業者との連絡をとりながらというのではちょっと遅過ぎると思うんで、やはりそれに精通した人を置くような体制をとるべきではないかなと、そういうふうに思います。 考えていただければなと、そういうふうに思いますので、以上です。

	馬場議長	企画財政課長。
		企
答弁	企画財政課長	お答えいたします。
	(成田光寿君)	議案書の関係でございます。
		他市町村の事例、それから標準的なもの、そういったものを
		研究しながら後日、議会のほうと相談させていただきたいと思
		います。
	馬場議長	答弁漏れはありませんか。
		まちづくり防災課長のほうは答弁ありませんか。
		7番、よろしいですか。答弁はいいですか。
	7番	考えておくのだったら考えておくと返事してくれればいいで
	(楢山 忠君)	す。検討してみますというような。もう全くそれはやることな
		いというのであれば。
	馬場議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長	今の質問の件につきまして、内部のほうで調整をしてみたい
	(田中貴重君)	というふうに思います。相談してみたいと思います。
		以上です。
	馬場議長	11番、西館芳信議員。
質疑	  11番	今回の工事につきまして、ざっと見ますと、額もそんなに多
	(西館芳信君)	くはない。それから単に――単にというのは失礼だかもしれな
		いけれども、アナログをデジタルにかえるということで、そん
		なに難しい技術だとか、それから資格というのは必要ないので
		ないのかなというふうに私なりに思ったわけです。
		そうすると、こういうふうに町外の業者をずらっと、それな
		りの会社を並べなければならなかった理由というのは県のほう
		の格付基準の指定とかまずそういう状況、それがどうであった
		のか。
		それから、2つ目として、従来こういうふうな工事は、工区

に分けて3つとか4つとかという、これも大体3つぐらいに分 けて、3,000万ぐらいで3つぐらいに分けて難しい技術も 資格も要しないとなったら町内の業者が十分対応できるもので なかったのか。そういうふうにやることは何ら難しいことでは なかったのではと考えるんだけれども、いかがでしょうか。 馬場議長 企画財政課長。 答弁 企画財政課長 お答えいたします。 (成田光寿君) 指名業者の考え方でございます。 まず、この工事そのものが親卓等も入ってございますので、 今回の事業費も1億を超えているものでございます。 それから、指名業者につきましても1億を超えるという電気 工事でありますので、上十三三八地区の中から施工能力、実績、 完成工事高、それから技術者等を勘案して今回の10社を選定 してございます。 地元業者は1社でございますが、町内のほかの業者を見ます と、一級技術者、それから完成工事ともにやや不足しているも のとして判断いたしまして、今回の指名業者としてございます。 以上であります。

馬場議長

11番。

質疑

11番

(西館芳信君)

一番最初に 1 億を超える事業だというふうに、もう 1 億を超えるというのが前提にあれば、今、企画課長が話したように、そういうふうにいろいろ工夫することが必要だと思うのだけれども、 1 億を超えないと。 3 つに分割して 3 , 0 0 0 5 万、 3 , 0 0 0 5 万、 3 , 0 0 0 5 万、 3 , 0 0 0 5 で中の 1 つの部分に主要なものがあって、ここだけは、これを頭にしてずっとやらなきゃならないという、そこの頭が大事なものだとは考えられないのですよ。

横並びで、ただ1億円ということであれば、それをようかん を3つに切るようにすれば、何ら難しいことではないというふ うに、素人の頭としてはそういうふうに考えるんだけれども、

どうでしょうか。 馬場議長 まちづくり防災課長。 答弁 まちづくり防災課長 お答えをいたします。 (田中貴重君) 今、3工区等に分けたらというふうな話でございましたけれ ども、この防衛の補助金でありますけれども、この防衛の補助 金は、今回、改修工事というふうなことで1億1,800万ほ どの工事でございます。そのほかに新設工事というふうなこと で、ほかに3,000万等の工事が、新設工事ということで2 本発注しております。 結果的には今回の議案の中で報告、議会の承認を得なければ いけないというふうなことで1億1,800万の工事を提案し ておりますけれども、実際はそのほかに、新設工事というふう なことで、2本そのほかに発注しているというふうなことにな っております。 以上です。 馬場議長 11番。 質疑 答弁の内容はわかるのだけれども、要するに本当に聞きたい 11番 (西館芳信君) のは、1億という金額はあるんだけれども、それをうまく工夫 して、町内の業者に行き渡るような、幾らでもそういう工夫が あったのか、なかったのかというふうなことを聞きたいわけで す。 「できるんじゃないか、これだったら」ということを私は思 っているんだけれども、「いやいや、議員はそう考えるんだろう けれども、ここにはこういうふうなからくりがあって、できな いんですよ」というのを一言出してくだされば。あるいは「い や、そこまで考えませんでした」という答えなのか。そこをは っきりさせていただきたいと思います。 馬場議長 まちづくり防災課長。

答弁 まちづくり防災課長 今回の工事の部分で分割できなかったのかというふうなこと (田中貴重君) で、分割することによって、本数を多くすることによって経費 が多大になるということで、今回は改修工事というふうなこと で、この1本で発注したというふうなことでございます。 以上です。 馬場議長 ほかに質疑ございませんか。 6番、平野敏彦議員。 質疑 6番 私は今の答弁を聞いて分割することによって、経費が多くな (平野敏彦君) るというのはどういうふうな意味なのかなというふうな、理解 がちょっとできません。 土木工事なんかですと1路線を分割して発注しているのは今 まで何回かあったわけで、百石地区にあっても、例えば浜通地 区とか区分けをすることによって金額的に1億を分けるような 形で発注が可能でなかったのかというふうに質問されているん ですけれども、ちょっと意味がわからないような答弁だなと。 もう一回、なぜ経費が多くなるのか。 設計が1本あって、そこから分けていくわけですから、そう いうふうなのもちょっと理解ができないなという思いがありま すので、今一度私にわかるように説明をしていただきたいと思 います。 それからもう1点、これが聞きたいところですけれども、1 月6日に、この競争入札が執行されて、この前私に、無線の機 械が変わるというふうなことで、今度こういうふうな形で変え ますよというふうな、人が来て説明に来たと。私のほうにも来 たんですけれども。それはいいのですけれども、そうしたら「機 械がどこにあるか」とかと言って家の中のその機械があるとこ ろを確認に上がってきたという。そういうふうなのがあってい いのかということの私に問い合わせが何件かありました。 私も「まだ機械が新しくちゃんと配布になっていないのに、 家の中で、ただ差しかえするだけの機械だから、何も業者でな くてもできる、前はやったよ」というふうな説明をしたら、「い

や、家に来て、ちゃんとそこのあるところまで来て、確認して、

今度新しく機械をやるというふうな人が来ました」というふう

なことで話があって、おかしいのではないかという話もありましたので、この業者のほうでそういうふうなことをしているのか。行政側のほうで、そういうふうに回って説明しなさいというふうな形で指示をしているのか。

そうでなかったら、例えばちゃんとチラシならチラシで、こ ういうふうな形でこうなりますという形で配ったほうが一番よ くみんな理解できるのではないかと思うんですけれども、この 点についてちょっと答弁いただきたいと思います。

馬場議長

答弁願います。

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課長 (田中貴重君)

1点目の経費の部分でございますけれども、こちらの部分は 私も詳しく今、回答できませんので、後日というか、この後確 認して答弁させてもらいたいというふうに思います。

それと家の中に入ってきたというふうなことでございますけれども、町のほうからの説明、業者への指示として、まずチラシを持って説明をすると。その後にどこの場所につけるかというふうなことで、確認をしながら、また後日、日程を確認して取りつけ場所を確認するというふうなことで指示しております。

チラシで説明して、その後にまた口頭で説明して、それで本 人の了解をもらって、一応家に上がって、電波の確認をしなが ら取りつけるというふうなことをしておりますので、勝手に上 がっているとか業者が勝手にやっているというふうなことはな いというふうに考えております。

以上です。

馬場議長

6番。

質疑

6番

(平野敏彦君)

経費のところについては、そういうふうなことで、今よくご 説明できないようですけれども、設計というのはちゃんとこの 1億1,800万の仕事に要するこういうふうな経費で、こう いうふうな材料、部材、こういうふうなものを使って、こうい うふうな設計になって、入札をしたら1億1,800万になっているわけですから、分けても私は別に膨らむというふうな根拠がよく理解できないんで、後でもちゃんしたものがわかればいいと思います。

ただ、今の業者の工事するほうの対応ですけれども、町から は本人の了解とかというふうなことを言っているのだけれど も、本人は了解とか云々するよりも、もうこういうふうな工事 が始まってこうなりますよというふうなことで、入ってもいい でしょうかとかそういうふうなのもなく、どこにあるかという ふうなことで家に入ってきているというふうなことですから。

やはり私のところに来たのもチラシは持ってきていません よ。ただ「いつごろ都合がいいですか」というふうなことで確 認に歩いていましたから。

やはりその辺、ちゃんとした町の指示どおりで、業者のほうで、多分これは1社で浪岡電設が全てやるわけじゃないでしょう。多分下の業者とかそういうふうなのを使うんじゃないですか、下請けを。……でも、これも百石地区でしょう、今これからつけるのは。まだついてないでしょう。

いいですよ、それと絡めて、今やるのも。だから、そういう ふうなところをちゃんと。

本当にそれだったらそれで、町が指示して、こうやって業者のほうに指導してやっていますよと。全て業者がそういうふうな形でやっているというのだったら、それでいいのですけれども、そういうふうなものを受けている町民というのも何人かいるわけですから、その辺の指導が本当に適切にされているかどうかというふうなのをもう一回確認します。

馬場議長

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課長 (田中貴重君)

ちょっと確認をさせてもらいます。

まず、今、平野議員がおっしゃっている戸別受信機の件につきましては、これは既に発注している、6月に発注した戸別受信機。こちらのほうを9工区に分けて行っているものが今、業者が回っているというふうなものであります。

それと今の今回の部分につきましては、これから工事の準備をして、戸別受信機を町内全域、特に公共施設や事業所等に設置するというふうなもの。110台につきましては、これからというふうなことでございます。

もし、前に発注した戸別受信機の中でそのような業者がある のであれば、こちらのほうから再度徹底をして指示をしてまい りたいというふうに考えております。

以上です。

馬場議長

6番、よろしいですか。

まちづくり防災課長に申し上げます。

分割発注できない理由として経費がかさむということですが、その経費について、今答えられないということですから、 暫時休憩をして答える準備をしていただきたいと思います。

馬場議長

暫時休憩します。11時5分まで休憩します。

(休憩 午前10時48分)

馬場議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開 午前11時05分)

馬場議長

休憩前の質問に対しての答弁をお願いします。

まちづくり防災課長。

答弁

まちづくり防災課長 (田中貴重君)

先ほどの質問、確認をして答弁をしたいというふうに思って おります。

まず、この事業に対する全体の計画をまずお知らせを申し上 げます。前の事業とこれからの発注の事業がちょっと混同して いるようなところがございますので、少し説明をさせていただ きます。

まず、今現在、業者さんが回っている事業につきましては、 以前に発注した事業として、今、9工区、それぞれの業者さん が戸別受信機、百石全体の9工区を回っているというふうなこ とで、今進めているものでございます。

それと、今これから発注するのは、親卓を中心とした改修をする中心とした機器の購入等含めた工事でございまして、こちらのほうは分割できないというふうなものであります。

この事業につきましては、実は全体で1億9,000万ほど の事業でございまして、分割できるパンザマストの新設等につ きましては、2工区に分けて別に発注してございます。それと 今回の1億1,800万の工事につきましては、これは親卓の 購入、改修というふうな付随したものでございますので、分割 できないというふうなものでございます。 先ほど議員に対して経費が膨らむというふうな答弁をさせて もらいましたけれども、こちらのほうは間違いでございますの で、訂正させていただきます。 以上であります。 馬場議長 6番、よろしいですか。 ほかに質疑ございませんか。 \*\*なしの声\*\* (議員席) 馬場議長 なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 馬場議長 なしと認め、討論を終わります。 これから議案第1号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) \*\*なしの声\*\* 異議なしと認めます。 馬場議長 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程終了 馬場議長 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしまし た。 総務課長。 総務課長 先ほど、報告第2号のところで西館議員の質問に答えられな (小向道彦君) かったところがありましたので、答弁させていただきます。 育児休業等に関する給与関係でありますけれども、給与につ いてはございません。ただ、共済組合のほうから育休手当金が

出まして、180日までにつきましては100分の67、18

0日から1歳までは100分の50が手当金として支払われます。あと期末手当については、その育児休業期間の2分の1が除算されると。あと勤勉手当については、全期間を除算されるということで、勤勉手当については出ないということであります。

以上です。

馬場議長

ここで町長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

町長

(三村正太郎君)

平成29年第1回おいらせ町議会臨時議会におきまして、議員各位には新年の大変ご多用中のところ、ご参集いただき、提案いたしました全ての議案について議決賜り、厚く御礼申し上げます。

議案審議の過程でいただきましたご意見、ご提言を十分に踏まえ、引き続き町政運営に努めてまいりたいと存じます。

さて、近年まれに見るほど穏やかな天気、天候のもと、新年を迎えることができたためか、ここ数日の寒さが非常に厳しく感じられます。また例年ですと厳しさを増す寒さとともにインフルエンザが本格的に流行するため、特に健康に注意しなければならない時期を迎えます。

笑いは体の免疫力を高め、健康によいといわれております。 そこで議員の皆様には来週22日に開催が予定されております 恒例の「新春!うそ八百・ほら吹き大会」に、ぜひとも足を運 んでいただき、町民の皆様とともに大いに笑い、心と体を元気 いっぱいにしていただければ幸いに存じます。

議員各位におかれましては、健康に留意されまして、本年も 昨年と変わらぬご活躍を心からご祈念申し上げ、簡単ではござ いますが、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉会宣告 馬場議長

これで会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年第1回おいらせ町議会臨時会 を閉会いたします。

	ご苦労様でございました。
	(閉会時刻 午前11時11分)
事務局長(中野重男君)	修礼を行いますので、ご起立ください。 礼。
事務局長(中野重男君)	事務局からお知らせいたします。 議員の皆さん、これから町附属機関への議員の派遣について 打ち合わせを直ちに行いますので、議員控室のほうにお集まり くださるようにお願いいたします。

会議の経過	を記載し、その	の相違な	いこと	を証す	<sup>-</sup> るためにここ	こに署名す	る。	
	平成 29 年	2 月	1 6	日				
	議長	馬	場	正	治			
	署名議員	楢_	Щ		忠			
	署名議員	][[	口	弘	治			